

熊谷市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

熊谷市長 小 林 哲 也

規則第 3 6 号

(別紙)

熊谷市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市立体育施設条例施行規則（平成２３年規則第８号）の一部を次のように改正する。

第６条を第７条とし、第５条の次に次の１条を加える。

（附属設備の利用料金）

第６条 条例第１８条第２項の規定により規則に定める範囲内で定める附属設備の利用料金は、指定管理者が別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

２ 前項の利用料金は、条例第１９条第１項の規定にかかわらず、利用の許可を受けた後に納付することができる。

３ 条例第２２条第１項の場合においては、第１項（見出しを含む。）及び前項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表中「附属設備利用料金の上限額」とあるのは「附属設備使用料」と読み替えるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第６条関係）

体育施設の附属設備利用料金の上限額

附属設備の名称	単位	料金 (１回につき)
大型冷風機	１台	５００円

備考 「１回」とは、条例別表第１から別表第５までに規定する午前、午後又は夜間の時間区分におけるそれぞれの利用をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。